

3 人を育み若者を育てるまちづくり

3-1	幼児教育
3-2	学校教育
3-3	青少年健全育成
3-4	生涯学習
3-5	地域文化
3-6	スポーツ・レクリエーション
3-7	交流



3-1 幼児教育

現状と課題

- 幼稚園などの教育環境の整備に努めるとともに、発達に応じた指導など、きめ細かな指導・支援体制の充実を図る必要があります。
- さらなる幼児教育の物的、人的環境の整備、充実を図るとともに、関係機関との情報の共有・交換・協力体制の構築を図ることが必要です。
- 地域や保護者に開かれた幼稚園経営を目指して、今後も事業展開を推進するとともに、関係機関との共通理解や連携強化を図る必要があります。
- 施設の老朽化と多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園、保育所両施設の特徴を生かした認定こども園^{*1}化を図り、弾力的な施設運営を推進する必要があります。

◆市内幼稚園・園児数

	市立幼稚園(か所)	私立幼稚園(か所)	園児数(人)
平成24年	7	1	986
平成25年	6	1	1,000
平成26年	6	1	921
平成27年	6	1	913
平成28年	6	1	840

資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

基本方針

- 幼稚園教育環境の整備や魅力ある幼稚園づくりを目指し、幼稚園の適正配置を推進します。
- 幼児の発達の特性などに対応した幼稚園教育の充実を図るため、指導体制の整備・充実や指導方法の工夫・改善に努めます。
- 地域や保護者の要請に対応した幼稚園運営のため、施設・設備を計画的に改修します。
- 学校との連携や情報交換などを実施するとともに、地域ぐるみで豊かな幼児教育を推進します。
- 各保育所、幼稚園、小学校の連携の強化に向け、保幼小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図り、保幼小の滑らかな接続に努めます。

*1 認定こども園: 保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて教育・保育を一体的に行うだけでなく、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場なども行う施設

施策の体系

③ - 1 幼児教育	①	幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実
	②	地域や保護者に開かれた幼稚園経営の推進
	③	保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進
	④	子育て支援を図る幼児教育相談の充実
	⑤	教諭への研修体制の改善と充実

主な施策の概要と方向性

① 幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実

施策	概要・方向
幼児の主体的な活動に配慮した教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児がのびのびと主体的活動をすることができる教育環境の整備・充実を図ります。 ○「遊び」を通じて、幼児が主体的に活動できる教育環境を整備します。 ○一人ひとりの個性を尊重しながら社会性や協調性を培う幼児期にふさわしい学びの場の創出に努めます。
指導計画や指導方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達の特性や実情を考慮した適切な指導計画を作成し、学びの連続性を踏まえた指導の充実に努めます。 ○幼児の特性に応じ、生きる力を育む学習を「遊び」を通じて実践します。 ○教材・教具を工夫し、主体性を伸ばします。
障がい児や外国人等指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを持つ幼児や日本語の不自由な外国人幼児などに配慮した、きめ細かい指導体制の充実を図るため、必要に応じて生活指導員や補助教諭の配置に努めます。 ○幼児一人ひとりの実態に合わせ、適切な発達相談や日本語指導に努めます。 ○幼児の相談教室「おはなしひろば」や日本語指導教室との連携を図ります。

* 保育所については、P87に記載。

② 地域や保護者に開かれた幼稚園経営の推進

施策	概要・方向
開かれた幼稚園経営	○幼稚園の園庭開放による親子の交流、保護者の交流の場を提供するとともに、評議員制度の活用と外部評価を導入し、今後も開かれた幼稚園経営を推進します。
子育て支援体制の充実	○就労する保護者を支援するため、預かり保育をすべての幼稚園で実施し、子育て支援の充実を図ります。
認定こども園の推進	○幼稚園の適正規模適正配置を推進し、より良い幼稚園教育のあり方を研究しながら、幼稚園と保育所の機能を持った認定こども園への移行を推進します。

③ 保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進

施策	概要・方向
保・幼・小連携の強化や接続の促進	○保育所・幼稚園・小学校の連携や接続の充実を図るため、幼児教育と小学校教育の接続のための研修の実施や教師、幼児・児童間交流を推進します。 ○各小学校区での保・幼・小連携会議を定期的に行うことで、各校・園の幼児・児童の実態の共通理解を図ります。 ○一人ひとりの幼児・児童の実態に合った教育を支援します。

④ 子育て支援を図る幼児教育相談の充実

施策	概要・方向
誰もが安心して子育てができる幼児教育相談の充実	○幼児の相談教室「おはなしひろば」が窓口となり、子育ての不安を持つ保護者に教育支援や相談活動を随時行います。

⑤ 教諭への研修体制の改善と充実

施策	概要・方向
教諭への研修体制の改善と充実	○より良い指導者の育成を図るため、授業研究や各種の研修体制の充実に努めます。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

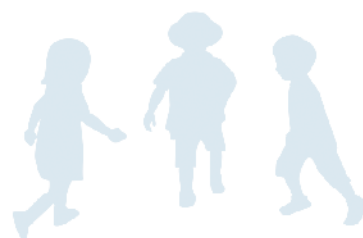
Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



3 - 2 学校教育

現状と課題

- 小中学校の児童生徒数については地域差があるため、神栖市学校適正規模適正配置基本計画に基づき検討する必要があります。
- 本市の児童生徒の学力は、小学校においては国や県とほぼ同程度ですが、中学校においてはやや下回っている状況にあることから、小中学校が連携して、9年間を見通した指導を進め、学力向上に努める必要があります。
- 市採用教諭や学習指導補助員・同補助教員の配置により、きめ細かい学習支援の実施や子どもが主体的に学習に取り組めるようにするための神栖市授業スタイルの実践、各種の体験学習を取り入れるなどして、学力の向上に努める必要があります。
- 食の大切さは学校だけでなく、家庭においても、普段の生活から問題を解消することが必要です。
- 情報教育、国際理解教育、環境教育など、時代に対応した教育の推進が求められています。
- 発達障がいや複数の障がいを併せ持つ幼児が増えているため、幼児相談教室などによる子どもの実態に応じた支援対策を行っていく必要があります。

◆市内小中学校の概要

	小学校(か所)	小学校児童(人)	中学校(か所)	中学校生徒(人)
平成24年	15	5,800	8	2,801
平成25年	15	5,652	8	2,787
平成26年	15	5,550	8	2,817
平成27年	15	5,485	8	2,780
平成28年	15	5,462	8	2,737

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

基本方針

- 確かな学力を身につけ、規範意識をもって主体的に行動する児童生徒を育てます。
- 県と連携して、市内の小学校・中学校・高等学校の授業内容や活動を充実させ、魅力ある学校づくりに努めます。
- 一人ひとりの多様性を理解し、共生の心や国際性、郷土愛を身につけた児童生徒を育てます。
- 環境に対する豊かな感受性を育成します。
- 子どもたちがより良い教育環境の中で学べるよう、学校の適正規模・適正配置を推進します。
- 安全で安心な学校生活を送れるよう、施設整備を推進します。

施策の体系

③ - 2 学校教育	①	確かな学力を身につける教育の推進
	②	豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進
	③	自立と生きがいを育む障がい児教育の充実
	④	新しい時代に対応する教育の推進
	⑤	一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実
	⑥	一人ひとりの学びを大切にする就学支援
	⑦	安全・安心な教育施設の整備と防災教育

主な施策の概要と方向性

① 確かな学力を身につける教育の推進

施策	概要・方向
学習指導の充実	○少人数学級編制の実施、学習指導補助員や学習指導補助教員の配置などによるチームティーチングなど、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的内容の定着に努めます。
主体的な学習態度の育成	○校内研修や訪問指導の充実、各種研修会の実施などをとおして、教員の資質向上に努め、学習指導方法を工夫・改善します。 ○家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図り、主体的な学習意欲の醸成に努めます。
体験的学習活動の創造	○自然豊かな環境や地域の特色を活かした体験活動をはじめ、伝統芸能体験活動などを取り入れるなど、自ら学ぶ意欲の高揚を図ります。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



② 豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進

施策	概要・方向
生徒指導体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、関係機関との連携を密にし、いじめや不登校、問題行動などの生徒指導上の諸問題の解決に取り組みます。 ○学校訪問などをとおして各学校の生徒指導体制を確認し、必要な援助支援を行います。
相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会を充実させ、教員のカウンセリング能力を高め、児童生徒の心に寄り添う教育を推進します。 ○いじめや不登校などの課題に対応するため、登校支援教室や心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談窓口などを充実させ、児童生徒の悩みなどの解決を支援します。
心の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の年間指導計画や全体計画を見直し、継続的で調和のとれた心の教育を進めます。 ○発達段階にふさわしい体験活動や交流活動を組み入れ、実感を伴った「心の育成」を目指します。
学校体育・健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校では積極的な業間運動（2時間目と3時間目の間の長めの休み時間に行う運動）の実施を奨励し、運動量を増やすことで、児童の体力向上を図ります。 ○学校体育の充実に取り組むとともに、中学校では部活動を奨励します。 ○保健では、薬物乱用防止教室などの外部講師を活用した授業を取り入れ、健康に対する意識の向上を図ります。
学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○給食をとおして、正しい食習慣を向上させ、食事や栄養に関する基礎的な理解を深めます。 ○児童生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を図るとともに、食の安全・安心を確保するため、内容の充実に努めます。
給食共同調理場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県と連携しながら食育を実施する栄養教諭の配置に努めます。

③ 自立と生きがいを育む障がい児教育の充実

施策	概要・方向
就学前の特別支援教育の充実	○本市の関係機関と各保育所・幼稚園の連携を図ることで、就学前の特別支援教育の充実に努めます。
適正な就学を図る教育支援の推進	○早期に就学に係る教育支援を開始することで、保護者との十分な相談期間を設けます。 ○各検査の結果や日頃の生活の観察記録をもとに、より適正な就学を図る教育支援を推進します。
個に応じた指導方法の工夫	○障がいや発達の状況に応じ、幼児や児童のニーズに合った指導を実施します。 ○健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分について、指導方法の工夫に努めます。
社会性や人間性を育む交流教育の推進	○特別支援学校在籍児童の居住地交流や他校の特別支援学級在籍児童間の交流会などをおし、社会性や人間性を育む交流教育を推進します。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



④ 新しい時代に対応する教育の推進

施策	概要・方向
神栖市教育振興基本計画の総合的な推進	○施策の大綱「人を育み、若者を育てるまちづくり」の理念に沿った教育行政の推進を図ります。
教育委員会事業点検・評価の推進	○教育委員会の事務について、毎年点検・評価を行い、その結果を公表します。
情報教育の充実	○コンピュータ教育指導員を各小学校に派遣し、教員の学習指導支援や児童のコンピュータなどを活用した学習活動の充実、プログラミング能力の育成に努めます。 ○各学校に配置されている教育用コンピュータは、計画的な整備・更新を行います。 ○各種情報などの共有・交換が可能となるよう情報化を推進します。 ○情報教育を充実させ、「教育の情報化」に努めます。 ○情報モラルや情報セキュリティ知識の理解を深めるとともに、適切な判断についての指導を充実させます。
国際理解教育の推進	○外国語指導助手(ALT)の活用をとおして、国際社会に対する理解を深め、広い視野を持った児童生徒の育成を図ります。 ○自分の考えや意見を表現できるコミュニケーション能力の育成に努め、国際社会で活躍できる人間の育成を目指します。
環境教育の充実	○校外学習や自然体験活動などをとおして、環境に対する豊かな感受性を育成します。 ○緑のカーテンへの取組や市環境白書の配布などにより、地球温暖化問題をはじめとした環境への関心を高めます。
情操・福祉教育の充実	○家庭・地域との連携の中で、人や自然と直接かかわる様々な体験をとおし、他者をいたわる気持ちをはじめとする豊かな情操や規範意識・社会性の育成を目指します。
職業教育の推進	○企業にとって即戦力となりうる人材の育成を図るため、高校・企業と連携して、高校生の地元企業における長期研修などの職業教育を推進します。



⑤ 一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実

施策	概要・方向
学校の適正規模・適正配置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の適正規模・適正配置を計画的に推進します。 ○地域性やその成り立ちを充分踏まえた上で地域の合意を重視しながら学区変更の検討を進めます。
学校施設・設備・教材等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化したトイレや施設の長寿命化計画を策定し、今後の児童生徒数の推移を見極めつつ、計画的に施設整備を進めます。 ○教材などについては、各学校の不足状況を調査し、計画的に整備します。
特色ある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校の特色を発信する学校じまんプロジェクトを推進し、特色ある学校づくりを進めます。
地域に根ざす開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会議や学校評価などを取り入れながら、学校、家庭、地域が連携して、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。
教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域から信頼されるよう、授業方法の工夫・改善に向けた研修の充実や保・幼・小・中・高連携の推進などをおして、教職員の資質を高めます。

⑥ 一人ひとりの学びを大切にする就学支援

施策	概要・方向
奨学金制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的に就学が困難な学生に対し、高等教育を受ける機会を支援するため、大学生には学費を貸与し、高校生には学費の給与を実施します。また、教育ローン利子補給制度により、大学など(短大含む)に通う子を持つ保護者の負担を軽減するため、教育ローンの利子に対して補助を行います。

⑦ 安全・安心な教育施設の整備と防災教育

施策	概要・方向
学校施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設は災害時の避難所としての役割があり、保護者や地域住民など、多様な人々が利用する場であることから、施設を安全に利用できるようバリアフリー化を推進します。
地震・津波等に対応した防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における危険を認識し、日常的備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるよう防災教育の推進に取り組みます。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
飯田愛子基金 (奨学金)の 新規利用者数	奨学資金の新規貸付の充実を図る	4人	20人	
小中学校長期欠席 児童生徒数	現状値の約30%減を目指す	211人	150人	
引渡し訓練や 親子防災教室の 実施校数	学校での防災安全教室の充実	27校	29校	



③ - 3 青少年健全育成

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行に伴い、多様な世代間交流の機会が減少するとともに、地域の間関係の希薄化などによって、人とのコミュニケーションの仕方や集団の中での行動規範などを十分身に付けていない青少年の増加が懸念されています。
- 青少年に豊かな人間性を身に付けてもらうため、各種体験活動や多様な世代とふれあう機会を提供し、コミュニケーション能力や行動力を育成することが必要です。
- 青少年の抱える問題は多様化・深刻化しており、各分野の連携を図りながら、青少年を見守るまちづくりが必要です。
- 青少年のコミュニケーションがインターネット上で活発になっており、非行の予兆が発見しづらい状況を踏まえ、メディアに関する啓発活動や相談員への研修を行うとともに、協力店舗などとの連携を一層深めていくことが重要です。

基本方針

- 青少年の豊かな心と自立性や協調性を育むため、自然体験や交流活動の充実を図ります。
- 青少年非行の未然防止、早期発見などにつながる活動を支援するとともに、青少年相談員、家庭、地域、学校関係機関などが連携し、青少年の健全育成に努めます。

施策の体系

<p>③ - 3 青少年健全育成</p>	<p>①</p>	<p>青少年教育と明るい地域づくりの推進</p>
--------------------------	----------	--------------------------

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

主な施策の概要と方向性

① 青少年教育と明るい地域づくりの推進

施策	概要・方向
青少年健全育成体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の健全育成、非行防止を図るために、青少年相談員による祭典時の街頭補導活動などを実施するとともに、関係機関、団体相互の連携を図ります。 ○青少年の健全育成への啓発活動を行うとともに、夜間入店断りや有害図書の区分陳列などで青少年の健全育成に協力する店舗登録活動事業を推進し、青少年を見守るまちづくりを推進します。
子ども会活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢の異なる仲間との遊びや活動をとおり、地域社会の一員としての必要な知識・技術や態度を学べる場として、子ども会の必要性についての広報活動を行います。 ○子ども会活動に有用な情報の提供を行うなど運営支援を行うとともに、研修など指導者の育成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。
青少年の体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○次代を担う青少年が、様々な体験や他者との交流をとおり、社会的に自立するために必要な知識、経験、社会性を育むため、自然・社会体験、集団遊び、昔遊び、異世代交流などの体験活動の充実に取り組みます。
成人式典の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○新成人を祝い励ますことを目的として、成人式典を開催します。 ○新成人で組織する成人式典実行委員会が企画・運営を行うにあたり、新成人が参画しやすいよう、早い時期に市内中学校や高校（リーダーズや高校生会など）への働きかけを行います。



3 - 4 生涯学習

現状と課題

- 市民ニーズは多種多様であり、このようなニーズに応えていくためには、生涯学習推進計画に基づき、市民ニーズに対応した各種講座などの充実が必要です。
- 定期講座の見直しを行い、受講者の負担が少ない短期講座を増やすことで、受講機会の充実を図るとともに、若年層に受講を促すため、託児付き講座と親子講座の開催を充実させることも重要です。
- 広報紙やPRを工夫し、受講機会の充実を図ることも必要です。
- 生涯学習情報を提供する「広報紙」、「まなびアイかみす」の認知度を上げるとともに、ライフステージ別に情報提供の媒体を変えることも必要です。
- フリースペースなどの整備を行い、グループの打合せや学習会の場としての活用や展示スペースでの作品展の実施など、各団体の自立した活動の支援が必要です。
- 時代に合った図書や視聴覚資料の提供や、図書館から遠いなど利用しにくい市民の読書環境の向上が必要です。

基本方針

- 生涯学習推進計画に基づき、「学びの場をつくる」、「学びを生かす」、「学びをサポートする」の3つの基本目標を実現するため、市民と協働して取り組みます。
- 家庭教育に関する啓発や発達段階に応じた学習機会、情報の提供などを充実し、親と子どもがともに育つ家庭教育環境の創出に寄与することに努めます。
- 自発的な学習意欲を育て、知的・文化的水準の向上を図るため、市民協働による学習機会の充実に努めます。
- 豊富で幅広い分野の図書館資料(図書、雑誌、新聞、CD、DVD)を収集するとともに、利用しやすい図書館の運営に努めます。
- 読書活動を推進するため、学校など関係機関と連携するとともに、利用サービスの充実に努めます。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

施策の体系

3 - 4 生涯学習	①	生涯学習推進体制の確立
	②	多様な要求に応える学習機会の充実
	③	学習情報の提供と学習相談の充実
	④	指導者の養成と人材確保
	⑤	生涯学習の拠点づくり
	⑥	図書館機能の整備充実

主な施策の概要と方向性

① 生涯学習推進体制の確立

施策	概要・方向
生涯学習推進体制の整備	○生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進本部を頂点とした推進体制を確立します。
生涯学習の振興	○県や関係機関と連携しながら、様々な創意工夫による効果的な啓発活動を推進するほか、学習機会などについても充実を図ります。
利便性の高い施設運営	○公民館施設本来の目的を維持しつつ、時代に即した管理・運営の方法を検討し、市民が利用しやすい生涯学習施設を目指します。

② 多様な要求に応える学習機会の充実

施策	概要・方向
生涯学習事業等学習機会の充実	○市民のニーズに合った学習内容と機会を提供するとともに、自主的に学べる環境づくりに努めます。
生涯学習の推進	○若い世代が積極的に生涯学習活動や市民協働のまちづくりに参加してもらえるよう呼びかけます。 ○幅広い分野で優れた資質と専門的知識を有する市民が、地域で活躍できるようなまちづくりを進めます。

③ 学習情報の提供と学習相談の充実

施策	概要・方向
多様なメディアの活用による情報提供	○いつ・どこで・なにを学べるかの学習情報をインターネットをはじめ、より効果の高いメディアを通じて提供します。

④ 指導者の養成と人材確保

施策	概要・方向
生涯学習人材バンク*1の充実・活用	○生涯学習活動の充実を図るため、学びたい人と教えたい人がバランス良く活動できる生涯学習人材バンクの充実や周知、活用に努めます。

⑤ 生涯学習の拠点づくり

施策	概要・方向
生涯学習関連施設の活用促進	○生涯学習施設を適切に活用するため、関係各課と連携しながら必要な整備を行うとともに、内容の充実を図ります。 ○公民館4館だけでなく関連施設と連携を図りながら、学習機会と場所を積極的に提供します。

⑥ 図書館機能の整備充実

施策	概要・方向
図書館資料の収集と管理	○新鮮、かつ幅広い分野の図書館資料(図書、雑誌、新聞、CD、DVDなど)を収集します。また、古い図書の除籍など使いやすい蔵書管理を推進します。
学校図書館支援	○子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館を支援します。
市内全域での読書環境の向上	○うずも図書館、公民館図書室の効果的な運営を行うとともに、保育園など関連施設と協力して、読書活動の向上を図ります。
使いやすい運営と専門的なサービスの提供	○多様なニーズに対し、誰もが使いやすい図書館運営に努めます。 ○教養・情報収集に対し、専門的な支援を行うため、司書を配置し、職員研修に努めます。
青少年に対するサービス	○中学生・高校生をはじめとする10代の子どもたちへのサービスは、本を読む、勉強する、音楽や映像に親しむ、友達付き合いやおしゃべりを楽しむといった生活パターンを考慮し、その多様さと世代の感性に合わせたサービスに努めます。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
子育て講座の受講者数	家庭教育学級などを対象に講座の充実を図る	2,039名	2,200名	
生涯学習人材バンクの登録者数	指導者となりうる方に登録を呼びかける	26人	35人	
学校図書館図書標準に対する充足率	学校図書館図書の購入や運営を支援する	67.0%	90.0%	

*1 生涯学習人材バンク:今まで身につけたり学んだりした様々なことを教えたいという方が登録する制度

③ - 5 地域文化

現状と課題

- 時代の変化や多様化する市民ニーズに対応した芸術文化活動を推進する必要があります。
- そのため、より多くの市民が芸術文化を鑑賞できることや市民が気軽に楽しめる芸術文化事業を開催する必要があります。
- 魅力ある歴史民俗資料館を目指し、常設展示や企画展などの定期的な開催に努めた結果、来館者が増加していることから、今後も、市民に歴史や文化に触れる機会を提供するとともに活動を充実させる必要があります。

基本方針

- 市民が優れた芸術に触れる機会を提供します。
- 創作活動の成果を発表・展示する機会を提供するとともに、文化団体への支援や指導者の育成に努めながら文化芸術活動を振興します。
- 文化財を保護するため、定期的な巡視活動や情報提供に努めます。
- 文化活動を推進する文化センター施設の充実を図ります。
- 歴史や文化に対する意識の高揚を図るため、収蔵資料の充実と調査研究や教育普及に努めます。

施策の体系

③ - 5 地域文化	①	文化活動推進体制の充実
	②	文化活動の振興
	③	文化施設の整備充実
	④	文化財の調査・保護

◆文化財一覧

No.	区分	種類	名称	地区	指定年月日	備考
1	国	重要文化財	山本家住宅	奥野谷	S51.2.3	寄棟造、茅葺、曲屋形式。保存は良好で、当時の特性を知る上で重要な遺例。
2	県	彫刻	木造釈迦如来涅槃像	波崎	S46.12.2	檜材の寄木造りで作者は明確でない。下に蓮華の台座。右手を屈して枕とし、左手を腰にあてている。
3	//	//	木造大日如来座像	//	//	神善寺の御本尊。檜材の寄木造り。
4	//	天然記念物	波崎の大タブ	//	S35.12.21	別名をイヌグス。火伏の護摩をたき、家内安全の祈願をする習わし。
5	//	//	ウチワサボテン群生地	太田	S47.12.18	熱帯アメリカ原産。100年は経過しているのではないかと推定。
6	市	建造物	釈迦堂	波崎	S63.7.27	釈迦涅槃像を安置。
7	//	絵画	紙本両界曼荼羅	筒井	H2.12.5	胎蔵界曼荼羅・金剛界曼荼羅
8	//	//	絹本釈迦涅槃画	矢田部	S50.11.27	釈迦堂を建設した時、釈迦涅槃像がなく、これに代わるものとして、釈迦涅槃画を納めたもの。
9	//	//	紙本両界曼荼羅	//	//	両界曼荼羅とは「大日経」「金剛頂経」の二大密教経典によって説かれる内容を図絵化したもの。
10	//	彫刻	木造地藏菩薩立像	筒井	S58.10.1	寄木造り。彩色も見事であり、まれにみる地藏菩薩。
11	//	//	一石宝篋印塔	//	//	材質は銚子岩(砂岩)。比較的保存状態が良く、近郷の者により作られたと思われる。
12	//	//	木造薬師三尊像	矢田部	S50.11.27	檜材の寄木造りで漆箔、彫眼。
13	//	//	木造大日如来座像	//	//	寄木造り
14	//	//	木造阿弥陀如来座像	//	//	寄木造り
15	//	//	木造大日如来座像	//	//	檜材の寄木造り、添箔。
16	//	//	木造阿弥陀如来座像	波崎	H9.3.24	寄木造り
17	//	//	木造毘沙門天立像	//	H17.4.28	一木造り
18	//	//	木造兜跋毘沙門天立像	//	//	一木造り
19	//	典籍	木版刷大般若波羅密多経	筒井	S58.10.1	江戸時代上期の優れた木版刷りの技術が見られる。
20	//	//	木版刷大般若波羅密多経	矢田部	S50.11.27	般若とは、仏教の根本的思想である空をつかむ知恵のことで、大乘仏教の教えの基本。
21	//	有形文化財	写経石(下幡木地区弥勒院)	大野原	S48.2.25	古徳半兵衛が、お産で亡くなった家族の追善供養に法華経を写して埋納したもの。(現在、歴史民俗資料館所蔵)
22	//	//	浄妙塚	筒井	//	平家物語に登場する三井寺の僧兵として活躍した人物。
23	//	無形民俗文化財	獅子舞	田畑	//	もとは鹿島神宮の大祭に奉仕したが、江戸中期に息栖神社に奉仕するようになり、大正10年まで続いたが、現在は白鳥神社に奉納する祭。
24	//	//	孫渡し	下幡木	//	里方から嫁ぎ先へ初孫を渡すというめずらしい風習。
25	//	//	手子后神社大潮祭鳴り物	波崎	S54.10.1	みこし・太鼓・笛・鐘。江戸時代中期以後に銚子より伝わる。台本無
26	//	//	大鳥神社 酉祭	矢田部	//	笛頭(3家)並びに18軒氏子。台本有
27	//	//	益田神社 獅子舞	波崎	//	め獅子・観世流獅子舞・長塚流鳴物
28	//	天然記念物	ハマナス自生地	//	S50.1.30	自生南限地としては、鹿嶋市(旧大野村)が有名だが、波崎地区には古くから自生の記録。
29	//	//	イヌマキ	//	H9.10.27	高さ:12m 幹:3.32m

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

主な施策の概要と方向性

① 文化活動推進体制の充実

施策	概要・方向
文化関連団体の支援・育成	○市民の創作活動の成果を発表・展示する場を確保するとともに、文化団体主催の事業に対して後援を行います。
文化活動指導者の確保・育成	○文化芸術の振興を図るため、文化協会や美術展運営委員会、文化団体の活動を支援し、指導者の育成に努めます。

② 文化活動の振興

施策	概要・方向
芸術鑑賞や文化活動への参加促進	○市民の創作活動の成果を披露するための場を確保するとともに、市民ニーズを把握しながら、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

③ 文化施設の整備充実

施策	概要・方向
歴史民俗資料館の充実	○分かりやすく、好奇心を刺激する展示や集客力のある企画、ホームページなどによる情報提供により、来館者の増加を図るとともに、資料等の収集・保管・調査・研究に努め、その成果を展示に活かします。
芸術・文化施設の整備充実	○文化センターについては、引き続き指定管理者制度を活用し、市民に親しまれる施設運営に努めます。 ○公民館等については、地域に根ざし、市民に親しまれる活動拠点となるよう、整備充実に努めます。

④ 文化財の調査・保護

施策	概要・方向
文化財学習の推進	○歴史民俗資料館を拠点として、文化財学習を推進します。
文化財調査・保護活動の推進	○文化財保護の普及啓発を図るため、広報紙などにより情報の発信を行います。 ○未指定文化財の調査を進め、必要に応じて指定の措置を講じるなど文化財保護に努めます。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
芸術・文化イベントの年間来場者数	芸術・文化にふれる機会を提供する	12,707人	13,000人	

3 - 6 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

- 生涯スポーツ社会の実現を目指し、運動施設などの環境整備、大会や教室の開催、団体への支援などを行い、さらなるスポーツ活動を推進する必要があります。
- スポーツ基本法の施行を踏まえて、新たなスポーツ文化の確立のため、様々なスポーツ活動を継続的に実践できる環境を整備する必要があります。
- 第74回国民体育大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機会と捉え、スポーツの振興を進める必要があります。
- 各種スポーツ教室・大会の開催や体育協会、スポーツ団体等の支援をすることにより、市民の生涯スポーツ活動を推進するとともに、指導者の支援・育成も重要です。
- 指定管理者制度を効果的に活用し、市民のニーズに即した運動施設の効果的な管理運営に努める必要があります。

基本方針

- 生涯スポーツ社会の実現を目指し、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会を提供します。
- いつでも気軽にスポーツを楽しむため、施設の整備充実と併せて効果的な管理・運用体制を図るとともに、学校体育施設の活用を図ります。
- 市民のスポーツ活動を推進するため、指導者や団体の育成を図るとともに、スポーツ情報の提供に努めます。
- スポーツをとおして、地域・まちの活力づくりを支援・推進するため、スポーツイベントの実施・支援や地域スポーツ活動への支援を図ります。

施策の体系

3 - 6 スポーツ・ レクリエーション	①	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	②	スポーツ・レクリエーション施設の充実

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

主な施策の概要と方向性

① スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策	概要・方向
指定管理者制度の効果的活用	○スポーツ施設の管理・運営や市民のニーズに応えるスポーツ教室などを企画運営することにより、関係団体の育成、スポーツ活動の支援を図るとともに、施設の有効利用を促進します。
関連団体の支援	○スポーツを愛好する個人や団体活動の振興を図るため、体育協会や地域スポーツクラブなど、各種スポーツ大会や教室を自主的に企画運営するスポーツ団体の活動を支援します。
指導者の人材確保・育成	○地域コミュニティ活動や競技力の向上に欠かすことのできない指導者については、指導者育成研修会への参加支援などをおして、人材の確保と育成に努めます。
新たなスポーツの導入	○関係機関や団体と連携・協力し、子ども、高齢者、障がいのある方も心身の健康と体力づくりにつながり、楽しみながら継続できる新たなスポーツ種目の導入を検討します。

② スポーツ・レクリエーション施設の充実

施策	概要・方向
施設の充実と利用促進	○市民が快適に安心して利活用できるよう、施設の充実と計画的な整備を図ります。 ○市民の日常スポーツ活動に加え、多様なイベントに対応できるスポーツ活動拠点の整備を進めます。 ○指定管理者制度を効果的に活用し、市民のニーズに即した利用促進を図ります。
学校体育施設の効果的な活用	○スポーツサークルや地域コミュニティ活動を支援するため、より身近な学校体育施設の効果的な活用を推進します。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
市主催ランニング大会の参加者数	スポーツ大会を継続的に開催することにより、市民などの健康増進や体力づくりを推進する	940人	1,970人	

3-7 交流

現状と課題

- 県や関連団体と連携して、市民とともに多文化共生のまちづくりを推進していくことは、社会や経済のグローバル化に対応する必要があります。
- 社会や経済のグローバル化が進展する中、国際性豊かな人材を育成し、交流活動を活性化させるためには、地域に根ざした伝統文化や地域の魅力など、自国の文化や産業を発信できるコミュニケーション能力の育成が重要となります。
- 神栖市国際交流協会が、国際感覚の醸成を目的として実施している各種事業について、市民が参加しやすい事業を展開する必要があります。
- 米国のユーリカ市との間で姉妹都市の締結を、中国の上虞区との間で友好都市の締結をしており、具体的な交流事業を展開する必要があります。
- 共通の課題やテーマを持つ県内外の市町村との交流を推進し、より効果的に施策等を推進する必要があります。

◆在留外国人数

(単位:人)

平成24年	2,419
平成25年	2,227
平成26年	2,105
平成27年	2,087
平成28年	2,175

資料:市民課(各年1月1日現在)

基本方針

- 外国人を含め市民誰もが暮らしやすい多文化共生^{*1}のまちづくりを推進します。
- 国際社会の中で多様な価値観を持つ人々と協力・協働できる人材の育成を図ります。
- 海外との交流や地域での活動を通じて、国際化に対応できる人づくりを推進します。
- 国際交流団体の育成支援に努め、民間主体の国際交流を推進します。

* 1 多文化共生:国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと

施策の体系

③ - 7 交流	①	多文化共生のまちづくりの推進
	②	国際化に対応した人づくりの推進
	③	姉妹都市や友好都市との交流活動の推進
	④	多様な地域との交流の促進

主な施策の概要と方向性

① 多文化共生のまちづくりの推進

施策	概要・方向
国際化推進計画の推進	○国際化推進計画に基づき、横断的・総合的な施策を推進します。
多文化共生の推進	○市国際交流協会とともに、異なる国の文化や習慣などについて相互理解を深めるため、交流機会を提供します。 ○在住する外国人が地域社会に積極的に参加できるよう日本語習得の機会を提供し、コミュニケーション能力の向上を支援します。 ○在住する外国人が生活していく上での問題や疑問などの相談に対応できるよう、茨城県外国人相談センターを紹介するなど、生活支援に努めます。
情報提供の充実	○在住する外国人に情報が伝わりやすい仕組みづくりを推進します。
都市環境の整備	○多言語表記やピクトグラム表示の案内板など、外国人が暮らしやすく、訪れやすいまちづくりを進めます。
緊急時広報媒体の構築	○災害などの緊急時に備え、日頃から各種情報提供を行う仕組みづくりを推進します。

② 国際化に対応した人づくりの推進

施策	概要・方向
国際感覚の醸成・語学学習の促進	○在住する外国人の支援や市民の国際感覚の醸成のため、市国際交流協会が実施する各種文化交流事業を支援します。 ○生涯学習講座などにおいて、外国語講座などをおして異文化を学ぶ機会を提供します。

③ 姉妹都市や友好都市との交流活動の推進

施策	概要・方向
姉妹都市・友好都市 交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○姉妹都市であるアメリカ・ユーリカ市、友好都市である中国・上虞区との交流事業を引き続き実施します。 ○各種交流事業を通じて、相互理解と友好親善を深め、国際的視野の広い青少年の育成を図ります。
団体等の交流支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で活動している団体が、自主的に姉妹都市や友好都市と交流できるよう支援します。

④ 多様な地域との交流の促進

施策	概要・方向
多様な地域間交流の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○行政、団体ともに、共通の課題やテーマを持つ県内外の市町村や団体と積極的な交流を図り、相互に有益な関係づくりを進めます。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
神栖市国際交流協会が実施する各種事業への参加者数	異なる国の文化や習慣などについての相互理解を深めるため、参加者の増を図る	482名	500名	



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3